

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

平成28年12月26日

静岡県知事 川勝平太

1 通知の要旨

平成28年8月12日農林水産省告示第1535号（保安林の指定施業要件を変更する件）

2 所在が不明な者等

所在が不明な者	指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	掲示場
柿本貞次郎	島田市川根町家山字ホツ 4055 の2	島田市役所
吉川幸雄	島田市川根町笹間上字萩山 581 の2、581 の6	島田市役所
吉川八重子	島田市川根町笹間上字萩山 581 の2、581 の6	島田市役所
吉川裕美	島田市川根町笹間上字萩山 581 の2、581 の6	島田市役所
吉川和男	島田市川根町笹間上字萩山 581 の2、581 の6	島田市役所
森西康之	島田市川根町笹間上字鳶瀬 490 の2	島田市役所
中谷りよ	島田市笹間下字沢倉 2134 の4	島田市役所

=====

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

平成28年12月26日

静岡県知事 川勝平太

1 通知の要旨

平成28年8月12日農林水産省告示第1541号（保安林の指定施業要件を変更する件）

2 所在が不明な者等

所在が不明な者	指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	掲示場
山下弘子	榛原郡川根本町東藤川字栗谷 3761	川根本町役場
山本英敏	榛原郡川根本町青部字ウルシ久保 975 の1、980 の1	川根本町役場
小田元爲二	榛原郡川根本町青部字ウルシ久保 980 の1	川根本町役場
増田直馬	榛原郡川根本町青部字ウルシ久保 975 の1、980 の1	川根本町役場

=====

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

平成28年12月26日

静岡県知事 川勝平太

1 通知の要旨

平成28年8月15日農林水産省告示第1544号（保安林の指定施業要件を変更する件）

2 所在が不明な者等

所在が不明な者	指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	掲示場
山下真男	榛原郡川根本町久野脇字萩ノ沢 1289 の 1、1289 の 4、1289 の 5、1289 の 6	川根本町役場

=====

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

平成28年12月26日

静岡県知事 川勝平太

1 通知の要旨

平成28年8月15日農林水産省告示第1545号（保安林の指定施業要件を変更する件）

2 所在が不明な者等

所在が不明な者	指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	掲示場
株式会社藤枝興産	島田市川根町上河内 2573 の 1、2573 の 2、2573 の 3	島田市役所
井林與市	榛原郡川根本町東藤川字ワナバ 348 の 2、349 の 1、349 の 2、字猿見石 27 の 2、28 の 1	川根本町役場
郡司鋭	榛原郡川根本町上長尾字奥沢下 692 の 2	川根本町役場
和田みき	榛原郡川根本町下泉字梅平 1029	川根本町役場

=====

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

平成28年12月26日

静岡県知事 川勝平太

1 通知の要旨

平成28年8月29日農林水産省告示第1629号（保安林の指定施業要件を変更する件）

2 所在が不明な者等

所在が不明な者	指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	掲示場
保証責任六合信用 販賣購買利用組合	島田市川根町身成字根岸 3569、3571	島田市役所